

報告第2号

専決処分事項の報告及びこれの承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

（処分事項）

三田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定

平成22年6月7日提出

三田市長 竹内英昭

（提案理由）

地方税法の一部改正に伴い、三田市都市計画税条例の一部を改正する必要性が生じたが、施行期日が急迫し、急を要するため専決処分したので、これを議会に報告し、承認を求める。

専決第2号

三田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

平成22年3月31日

三田市長 竹内英昭

（専決処分すべき事項）

三田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定（別紙のとおり。）

（理由）

地方税法の一部改正に伴い、三田市都市計画税条例の一部を改正する必要性が生じたが、施行期日が急迫し、急を要するため専決処分する。

三田市条例第 13 号

三田市都市計画税条例の一部を改正する条例

三田市都市計画税条例（昭和 39 年三田市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

付則第 16 項中「第 2 項、第 13 項、第 28 項、第 29 項、第 33 項、第 36 項、第 37 項、第 39 項、第 40 項、第 42 項から第 45 項まで、第 47 項、第 49 項から第 55 項まで若しくは第 57 項」を「第 1 項、第 9 項、第 23 項、第 26 項、第 30 項、第 31 項、第 33 項から第 36 項まで、第 38 項、第 40 項、第 41 項、第 43 項若しくは第 46 項」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の三田市都市計画税条例の規定は、平成 22 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 21 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。